



2023

石川ブランド

Ishikawa Brand

石川ブランドとは

石川県では、県内の中小企業、小規模事業者の方々が開発又は改良した製品のうち新規性や技術の独自性等において優秀で、ブランド化できる可能性が高いと認められる製品を「石川ブランド製品」として認定し、支援しています。

- プレミアム石川ブランド(最優秀賞:最大3件)
- グッド石川ブランド(優秀賞:最大10件)

募集

【募集期間】

2023年 6/1[木]～

6/30  15時必着

認定のメリット(認定後の支援)

🏆 プレミアム石川ブランド (最優秀賞:最大3件)

- ・ブランディングの専門家による個別指導(2回)
- ・製品のブランド化経費の補助(限度額50万円・補助率2/3)
- ・シンボルマークの付与

🏆 グッド石川ブランド (優秀賞:最大10件)

- ・ブランディングの専門家による個別指導(1回)
- ・シンボルマークの付与

■ 認定企業共通の支援

- ・(公財)石川県産業創出支援機構(ISICO)の販路開拓アドバイザーによる販路開拓支援
- ・県・ISICOのホームページ、パンフレットによるPR
- ・小松空港・県地場産業振興センター等での展示・PR

LOGO DESIGN

石川の石という字をかたどり、
県内企業が開拓者として、これからの時代に合った
切り口で突破口を開いていくといった思いが
込められています



認定の対象

- 1 申請書提出時点で**販売済みの製品**であり、
- 2 認定の申請時から概ね**1年以内に販売された新製品**、
又は概ね**1年以内に製品の改良を行い販売された製品**

認定方法及びスケジュール

6月1日(木)

6月30日(金)



公募

7~8月中



書面審査(一次審査)

9月中



プレゼンテーション審査(二次審査)

10月頃



審査結果の通知、認定製品の公表

審査員



三宅 曜子

[みやげようこ]

株式会社クリエイティブ・ワイズ
代表取締役社長

マーケティングコンサルタントとして、中小企業の商品開発から販路開拓支援まで、顧客のニーズを的確に捉えた具体的なアドバイスを全国及び海外で手がける。経済産業省中小企業地域資源活用プログラムで衆議院法案審議における国会参考人となるなど、行政関連委員を多数務める。



今村 まゆみ

[いまむらまゆみ]

観光まちづくりカウンセラー
(元じゃらんガイドブック編集長)

リクルート入社後、国内旅行情報誌「じゃらん」の編集に携わる。退社後、フリーランスとして観光コンサルタント活動を開始。地域ならではの魅力を発掘し、各世代の志向を踏まえた旅行ルートや特産品開発の企画、パンフレット制作、メディアPRなどを行う。中小企業庁の全国資源∞全国展開プロジェクトの専門委員や、内閣官房の地域活性化伝道師など多数務める。

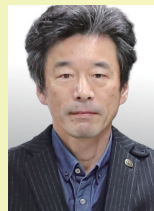


鈴木 修司

[すずきしゅうじ]

株式会社ビームス
クリエイティブディレクター

1998年にビームス入社後、ショップスタッフを経て、「fennica」のMD(マーチャングイザー)、「B:MING by BEAMS」のバイヤーを担当。現在は「BEAMS JAPAN」のクリエイティブディレクターに従事する。「ビームスジャパン銘品のススメ」著者、「小学生からの都道府県おでかけ図鑑」監修。



村中 稔

[むらなかみのる]

金沢美術工芸大学 名誉教授

金沢美術工芸大学卒業後、民間企業で製品デザインを担当。現在も金沢美術工芸大学で教鞭をとる傍ら、民間企業との共同製品開発に携わるなど一線で活躍。石川県プロダクトデザイン協会副会長、石川県デザイン展審査委員長、石川県立山中漆器産業技術センター非常勤講師など多数務める。



志甫 雅人

[しほまさひと]

公益財団法人石川県デザインセンター
事務局長・チーフディレクター

(株)西武百貨店のクリエイティブディレクターとして無印良品やロフトなどの企画開発を担当。現職では、県内企業の商品開発や販路開拓の支援や数多くの展覧会開催に携わる。文部科学省都市エリア産学官連携推進事業研究代表者、中小企業庁Go-Teck事業評価委員、金沢美術工芸大学・金沢大学非常勤講師など多数務める。

申込方法 募集要項を確認の上、必要書類を下記アドレスまでメールにて提出してください。

締切

令和5年 6月30日(金) 15時必着

申請書提出先 ✉️ syoukou@pref.ishikawa.lg.jp

(石川県商工労働部産業政策課 競争力強化推進グループ)

問合せ 石川県商工労働部 産業政策課 競争力強化推進グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 ☎️ 076-225-1512

申請書などは
こちら



<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoko/ishibura/bosyu.html>

令和5年度 石川ブランド製品認定制度 募集要領

【昨年度からの主な変更点】

- 部門別の申請が廃止され、単一の申請区分となりました

【認定の称号】

プレミアム
石川ブランド
(最優秀賞)

[最大3件]



グッド
石川ブランド
(優秀賞)

[最大10件]



【募集期間】

令和5年6月1日(木) ~ 6月30日(金)

令和5年6月
石川県商工労働部産業政策課

1. 目的

県内の中小企業者等が開発又は改良した製品のうち、新規性や技術の独自性等において優秀で、ブランド化できる可能性が高いと認められる製品を「石川ブランド製品」として認定します。

当該製品のブランド化に向けた支援を行うことで、価格競争に巻き込まれない差別化された製品づくりを促進し、もって県内モノづくり産業の更なる競争力強化を図ることを目的とします。

2. 認定の対象

①申請書提出時点で販売済みの製品であり、②認定の申請時から概ね1年以内に販売された新製品、又は概ね1年以内に製品の改良を行い販売された製品

3. 申請者

1年以上県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者。

- (1) 中小企業者（※）、個人事業主
- (2) 企業組合、協業組合
- (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人
- (5) 漁業協同組合
- (6) 水産加工業協同組合
- (7) 森林組合、森林組合連合会
- (8) 商工組合、商工組合連合会
- (9) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- (10) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- (11) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- (12) 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- (13) 有限責任事業組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- (14) 上記に掲げるもののほか、知事が特に認めるもの

(※) 中小企業者とは、以下の表の左欄に掲げる主たる事業として営んでいる業種が、業種ごとの資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす企業をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額または 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

注1 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まないものとする。

2 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づくものとする。

3 大企業と以下に掲げる関係を持つ企業（いわゆる「みなし大企業」）は対象外とする。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
- ・ 中小企業投資育成株式会社
 - ・ 投資事業有限責任組合

4. 募集期間

令和5年6月1日（木）～6月30日（金）【15：00まで】

5. 応募方法

次の書類を作成（PDF化）し、下記の提出先へメールにて提出

■ 提出書類

- ① 石川ブランド製品認定申請書（様式第1号の1）【必須】
- ② 誓約書（様式第1号の2）【必須】
- ③ 石川ブランド製品認定申請調書（様式第1号別紙）【必須】
- ④ 申請製品概要（様式第1号別紙別添）【必須】
- ⑤ 製品の販売用パンフレット、チラシ等（任意様式）【提出任意】
- ⑥ その他、製品の技術的な裏づけを証明できる書類（任意様式）【提出任意】
- ⑦ 食品のパッケージ、食品表示（一括表示、栄養成分表示）（任意様式）

【申請製品が食品の場合必須】

* 申請製品は関係法令に違反していないことが前提です。特に、知的財産権、食品表示法、景品表示法、健康増進法、医薬品医療機器等法などは十分確認の上、誓約書をご記入ください。

■ 提出先

石川県商工労働部産業政策課 競争力強化推進グループ

電子メール syoukou@pref.ishikawa.lg.jp

6. 認定の称号

新規性や技術の独自性等が優秀で、ブランド化できる可能性が高い製品であると認められる製品を、石川ブランド製品として以下のとおり認定します。

- 「プレミアム石川ブランド」（最優秀賞）…最大3件
- 「グッド石川ブランド」（優秀賞）…最大10件

7. 認定方法及びスケジュール

ブランディング等の著名専門家を委員とするプレゼンテーション審査・求評会を開催し、申請者がプレゼンテーション、委員が審査とアドバイス等を行い、後日、県が石川ブランド製品を認定します。スケジュールは以下のとおりです。

ただし、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類審査（一次審査）を行う場合があります。

日程	内容
6月1日（木）～6月30日（金）	公募
7～8月中	書面審査（一次審査）
9月中	プレゼンテーション審査（二次審査）
10月頃	審査結果の通知、認定製品の公表

8. 審査項目

審査テーマ	審査ポイント
モノづくりの背景にある構想	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新技術の活用や創意工夫が施されているか ▶ 社会に対して新たな価値を提案しているか ▶ ブランドコンセプトが確立しているか
製品の機能性・デザイン性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 使いやすさ・分かりやすさなど、ユーザーに対する配慮がなされているか ▶ ユーザーから共感を得るデザインであるか ▶ 独自性や独創性をもったデザインであるか
ターゲティング	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市場分析等に基づいたターゲットユーザーが設定されているか
石川らしさ（地域性）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 製品に石川の地域性が反映されているか ▶ 時代に即した新たな石川らしさを提案しているか

9. 認定後の支援

■「プレミアム石川ブランド」認定企業への支援

- (1) ブランディング等の著名専門家によるフォローアップ支援【2回】
- (2) シンボルマーク（右掲）の付与
- (3) 認定製品のブランド化に係る経費（改良、販売促進等）の補助
補助限度額：500千円 補助率：2/3



■「グッド石川ブランド」認定企業への支援

- (1) ブランディング等の著名専門家によるフォローアップ支援【1回】
- (2) シンボルマーク（右掲）の付与



■認定企業共通の支援

- (1) 公益財団法人石川県産業創出支援機構（I S I C O）の販路開拓アドバイザーによる販路開拓支援
- (2) 県・I S I C Oのホームページ、パンフレットでのPR
- (3) 小松空港・石川県地場産業振興センター等での展示・PR

10. 問合せ先

石川県商工労働部産業政策課 競争力強化推進グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL：076-225-1512